

色彩の制限基準

建築物の外壁又は工作物の表面及び屋根、物件の堆積の遮へい物における色彩等について、色彩の制限基準を設定しています。ただし、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分には、適用しません。

●用途地域別の制限基準（マンセル表色系を用いて色彩を指定）

色相	住宅系	商業業務系	工業・流通業務系	公益文教系		農業系	
	彩度	彩度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	4を超える	6を超える	6を超える	2を超える 2以下	4を超える —	9以上 2を超える 9未満 2以下 —	— 4を超える —
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	4を超える	4を超える	4を超える	2を超える 2以下	4を超える —	9以上 2を超える 9未満 2以下 —	— 4を超える —
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2を超える	2を超える	2を超える	2を超える 2以下	2を超える —	9以上 2を超える 9未満 2以下 —	— 2を超える —
無彩色 N				2以下	—	9以上 2以下	—

- 住宅系（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（商業業務系に該当する地域を除く））
- 商業業務系（丸山台一丁目の近隣商業地域、商業地域）
- 工業・流通業務系（準工業地域、工業地域（公益文教系に該当する地域を除く）、工業専用地域）
- 公益文教系（広沢の工業地域、広沢・南二丁目の用途地域が定められていない区域）
- 農業系（用途地域が定められていない区域（公益文教系に該当する地域を除く））

勧告基準、変更命令基準

届出対象行為については、外観の色彩等について、勧告及び変更命令を行うための基準を定めています。

勧告基準（建築物の建築等）、変更命令基準

建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。

勧告基準（物件の堆積）

次のいずれかに該当すると認められるとき。

- ア 堆積の高さが3mを超えるとき。
- イ 遮へい物がなく、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。
- ウ 遮へい物の色彩について、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。

概要版

和光市景観計画



駅南口広場



旧川越街道



吹上観音



本田技研工業和光ビル周辺



赤池親水公園



新倉ふるさと民家園



白子川上流



上谷津ふれあいの森

市では、市の特徴を生かした地域性豊かな景観に配慮したまちづくりをさらに進めていくとともに、良好な景観の誘導を図るため、和光市景観計画を策定しました。

市は、平成22年4月1日から、景観法に基づく景観行政団体となり、この計画も同日から適用を開始します。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観を形成するための届出対象行為

次の行為を行う場合は、着手の30日前までに景観法に基づく届出が必要です。

行為	届出対象行為
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 高さが10mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるものの新築、増築若しくは改築、外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更 イ 面積が1,000㎡以上の開発区域内における、それぞれの敷地での建築物の新築
工作物 [※] の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるものの新設、増築若しくは改築又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	屋外において行う、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（和光市土砂等のたい積に関する条例（平成18年条例第28号）第2条第2号に規定するものを除く。）（以下「物件の堆積」という。）であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が500㎡を超え、かつ堆積の高さが1.5mを超えるもの

※工作物
工作物とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項各号に掲げる工作物、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物をいいます。

※適用除外

- ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園の区域内で行う行為
- イ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の特別緑地保全地区の区域内で行う行為
- ウ 建築基準法第85条に規定する仮設建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

景観形成基準

景観への配慮を求める景観形成基準を設定しています。

(1) 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目	基準
配置	ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 イ 崖地の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
規模、大きさ	ア 建築物の大きさは、周辺景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。 ウ 外観を構成するものは、周辺景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。
形態意匠	ア 周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。 イ 特に歴史資源のある周辺では、歴史・文化・伝統の趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮すること。
	屋根 周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。
	屋外階段 建築物本体と調和した外形とすること。

項目	基準
形態意匠	建築設備等 屋上設備や配管などの付帯設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。また、ルーバー等は建築物本体と調和する外形とすること。
	色彩 ア 建築物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。 イ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 ウ 商業業務系土地利用の地域では、アクセントカラーなどを適切に使用することにより、にぎわいの演出に配慮すること。 エ 工業・流通業務系土地利用及び公益文教系土地利用の地域では、建築物の外壁に極力低彩度の色彩を使用するように配慮すること。
その他	植栽等 ア 敷地内には、地域の景観に調和した樹種の植栽に配慮すること。道路等の公共空間に面する部分の植栽に配慮すること。 イ 緑化に当たっては、周辺景観との調和や崖線、農地、河川等の緑や街路樹等との連続性に配慮すること。 ウ 敷地内に残すべき自然（斜面林、湧水等）や歴史的な資源がある場合は、これらを生かした空間の形成とその保全に配慮すること。
	照明 ア 照明は、周辺景観との調和に配慮し、夜間景観を演出するような照明方法の工夫を行うこと。 イ 点滅する光源は避けるように配慮すること。
	外構 圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避けるように配慮すること。
	付属設備 駐車場やごみ置き場等は建築物本体と調和するような形態や意匠とするよう配慮すること。

(2) 工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目	基準
配置	ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 イ 崖地の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
規模、大きさ	ア 工作物の大きさは、周辺景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。 ウ 外観を構成するものは、周辺景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。
形態意匠	外壁 周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。
	色彩 ア 工作物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。 イ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
その他	植栽等 敷地内には、地域の景観に調和した樹種の植栽に配慮すること。道路等の公共空間に面する部分の植栽に配慮すること。
	照明 ア 照明は、周辺景観との調和に配慮し、夜間景観を演出するような照明方法の工夫を行うこと。 イ 点滅する光源は避けるように配慮すること。

(3) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

項目	基準
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	ア 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮へいすること。 イ 遮へい物を設置する場合は、遮へい物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。